**平成２２年（フ）第２２４号**
埼玉県川越市大字山田2046番地11　スカイハイツ102号室、前住所埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地７　リバーサイド壱番街７号棟503号室
債務者　濱田　照男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２２７号**
埼玉県所沢市大字松郷64番地の２　７―403
債務者　若山　直美（旧姓新倉）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２３１号**
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目29番地９
債務者　佐々木原剛
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２３２号**
埼玉県川越市大字南大塚301番地１　ハッピーオギノ102号室
債務者　吉田　真帆
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２４０号**
埼玉県所沢市所沢新町2531番地の26　ブランドール203
債務者　中川　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２５３号**
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目４番１―107号サニーエステート
債務者　木村　光紀
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第５８号**
岐阜県瑞浪市高月町２丁目19番地
債務者　伊藤嘉枝子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第２０９号**
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３市営上飯田南荘１棟926号
債務者　馬場辰夫こと　馬場　辰男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５７３号**
名古屋市北区楠１丁目2007番地　宝マンション楠第２　507号
債務者　山岸　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１８号**
京都府亀岡市下矢田町条ノ鼻５番地４
債務者　山本　増美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２１年（フ）第９６７０号**
大阪市生野区巽中４丁目11番27―107号
債務者　武　　博
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３０号**
大阪府高槻市西五百住町11番17号
債務者　Ｆｌａｔ　ＬＩＥＮこと　中川　英常
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４００号**
大阪市東成区大今里西３丁目14番９号　シティアークイーストワン９Ｂ号
債務者　津坂　和夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４０３号**
大阪府豊中市岡町南３丁目４番３号
債務者　松本　光子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４３９号**
大阪市住吉区苅田５丁目19番13―402号
債務者　島田　圭子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５３７号**
大阪市住吉区墨江３丁目23番20号　コーポ八杢203号
債務者　橋本　和久
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで大阪地方裁判所第６民事部